

アビスパ福岡応援プラン要綱

2024年4月1日 実施

九州電力株式会社

1 適用条件

このアビスパ福岡応援プラン要綱（以下「この要綱」といいます。）は、当社が別に定める需給契約条件において電灯または小型機器を対象とする契約種別（以下「適用対象契約」といいます。）として電気の供給を受けるお客さまで、この要綱の適用を希望され、かつ、当社との協議が整った場合に適用いたします。

2 要綱の変更

(1) 当社は、適用期間中であっても、次の場合には、この要綱を変更することがあります。この場合、お客さまとの電気料金その他の供給条件は、変更後の要綱によります。

イ 消費税および地方消費税の税率が変更された場合

ロ お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等の変更または法令の制定もしくは改廃により、変更の必要が生じた場合

ハ その他、変更すべき合理的な事由が生じた場合

(2) (1)の場合、当社は、要綱の変更内容について、書面の交付または電子メールの送信もしくはインターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法（以下「電磁的方法」といいます。）等によりお客さまにお知らせいたします。

なお、変更とならないその他の事項については、ご説明および書面の交付または電磁的方法等によるお知らせを省略することがあります。また、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をとまなわない変更の場合には、当該変更となる事項の概要のみを、書面を交付することなく、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法によりお客さまにお知らせすることがあります。

- (3) お客様は、(1)に定める要綱の変更に関する異議がある場合は、適用期間中であってもこの要綱による契約を将来に向かって解約することができます。

3 契約の申込み

- (1) お客様が新たにこの要綱による契約を希望される場合は、あらかじめこの要綱を承認のうえ、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。
- (2) 5（適用期間）に定める適用期間満了前に、この要綱による契約が消滅したお客様については、消滅前のこの要綱による契約における適用期間の終期までの間は、この要綱による契約の申込みをすることはできません。

4 契約の成立

この要綱による契約は、お客様の申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

なお、この場合、当社は、契約内容について、書面の交付または電磁的方法等によりお客様にお知らせいたします。

5 適用期間

- (1) 適用期間は、原則としてこの要綱による契約が成立した日以降の直後の検針日からその検針日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。
- (2) 適用期間満了に先だってお客さままたは当社から異議の申し出がない場合は、お客様の適用期間を適用期間満了の日の翌日から1年間延伸するものとし、以後もこの例によるものといたします。この場合、当社は、適用期間について、書面の交付または電磁的方法等によりお客様

にお知らせいたします。

なお、変更とならないその他の事項については、ご説明および書面の交付または電磁的方法等によるお知らせを省略することがあります。

6 料 金

各月の料金は、適用対象契約，2年契約割引要綱およびその他の要綱によって料金として算定された金額に次のアビスパ福岡応援特約額を加えたものといたします。

なお、当社は、アビスパ福岡応援特約額に相当する金額をアビスパ福岡株式会社にお支払いいたします。

特約種別	アビスパ福岡応援特約額
アビスパ福岡応援プラン	500円00銭
アビスパ福岡応援プラン (ライト)	300円00銭

7 特約種別の変更

お客さまが特約種別の変更を希望される場合は、3（契約の申込み），4（契約の成立）および5（適用期間）に定める新たにこの要綱による契約を希望される場合に準ずるものといたします。

なお、この要綱に定める特約種別の適用後1年に満たない場合は、原則として他の特約種別に変更することはできません。

8 契約の消滅

(1) お客さまが、この要綱による契約を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。この場合、この要綱による契約は、お客さまが当社に通知された廃止期日を含む料

金の算定期間の始期に消滅したものといたします。

- (2) お客さまの適用対象契約による需給契約が消滅した場合（適用対象契約からその他の適用対象契約へ変更された場合は除きます。）は、需給契約が消滅した日を含む料金の算定期間の始期にこの要綱による契約が消滅したものといたします。

9 解 約

- (1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、この要綱による契約を解約することがあります。

なお、この場合には、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。

イ 1（適用条件）に定める要件を満たさない場合

ロ お客さまがその他この要綱に反した場合で、当社がその旨を警告しても改めないとき。

- (2) (1)により当社がこの要綱による契約を解約する場合は、当社が解約をお知らせした日を含む料金の算定期間の始期にこの要綱による契約が消滅するものといたします。

10 そ の 他

その他の事項については、適用対象契約、2年契約割引要綱およびその他の要綱によるものといたします。